

朝日町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

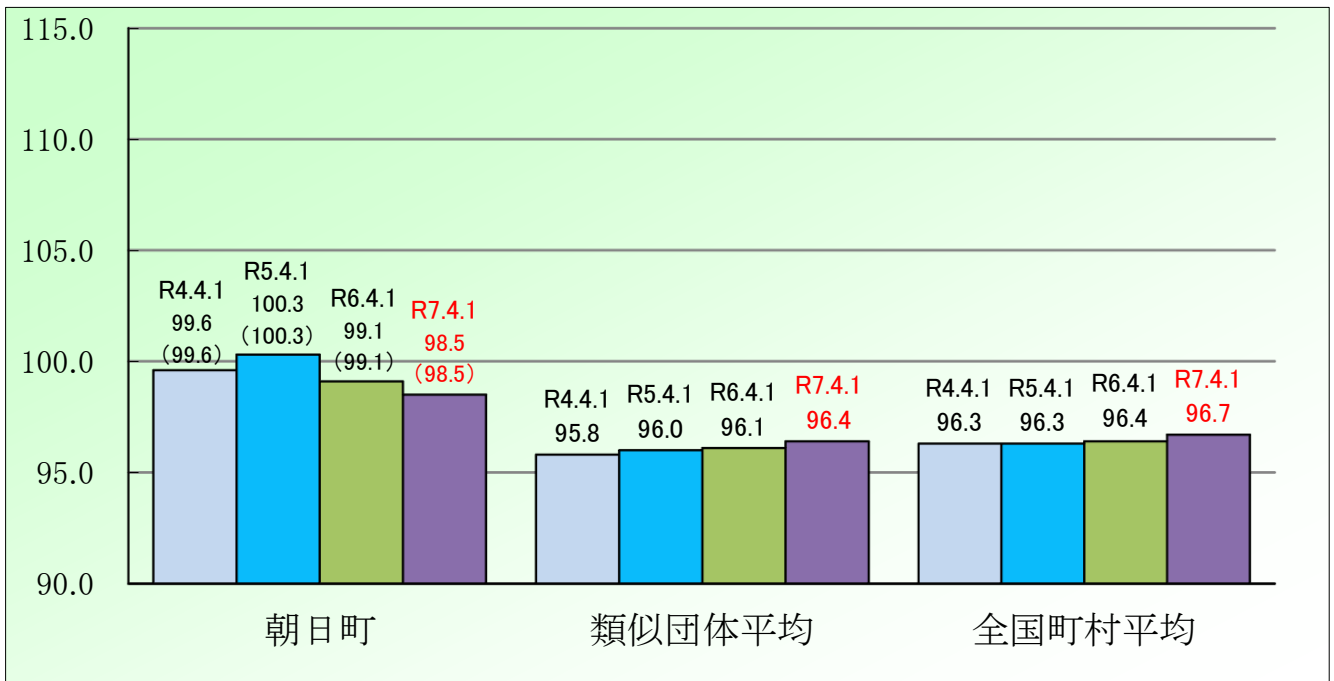
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 5,782	千円 6,282,568	千円 317,114	千円 1,015,694	% 16.2	% 15.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 6年度	人 91	千円 339,173	千円 227,188	千円 124,564	千円 690,925	千円 7,593	千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 $(補正前のラスパイレス指数 \times (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合)$ により算出
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえて記載すること)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

- (内容)
- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、県同様に引き下げを実施
 - ・県に準じて、行政職給料表について号給を増設
 - ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施
 - ・他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

当町は地域手当を支給していない

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	40.4 歳	313,800 円	381,308 円	339,601 円
山形県	43.4 歳	336,000 円	413,300 円	363,000 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	56.2 歳	6 人	337,600 円	357,134 円	354,853 円
うち学校給食員	52.3 歳	2 人	362,500 円	371,800 円	— 円
うち用務員	58.2 歳	4 人	325,100 円	353,325 円	348,938 円
うちその他	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
山形県	54.0 歳	405 人	333,500 円	370,200 円	349,700 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.1 歳	2 人	292,798 円	321,070 円	309,188 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
朝日町	—	—	—	—
うち学校給食員	調理師	45.6 歳	231,400 円	1.61
うち用務員	用務員	50.2 歳	229,300 円	1.54
うちその他	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
朝日町	—	—	—
うち学校給食員	5,965,300 円	3,104,500 円	1.92
うち用務員	5,137,200 円	3,141,800 円	1.64
うちその他	— 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		朝 日 町	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	222,900 円	222,900 円	220,000 円
	高 校 卒	189,700 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	182,200 円	185,100 円	—
	中 学 卒	177,700 円	—	—

(注) 1 朝日町の給与条例に基づく金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

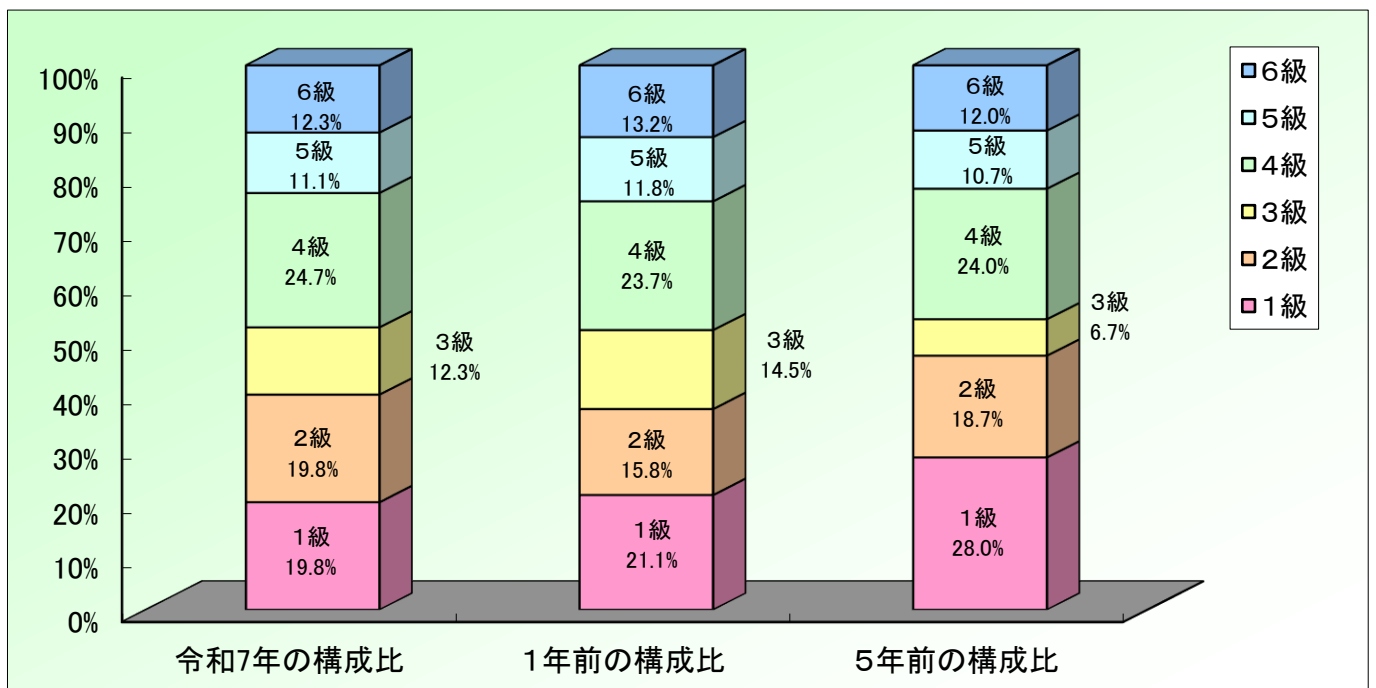
区 分		経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	321,800 円	364,700 円	398,400 円	— 円
	高 校 卒	299,000 円	336,500 円	361,100 円	404,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	361,000 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

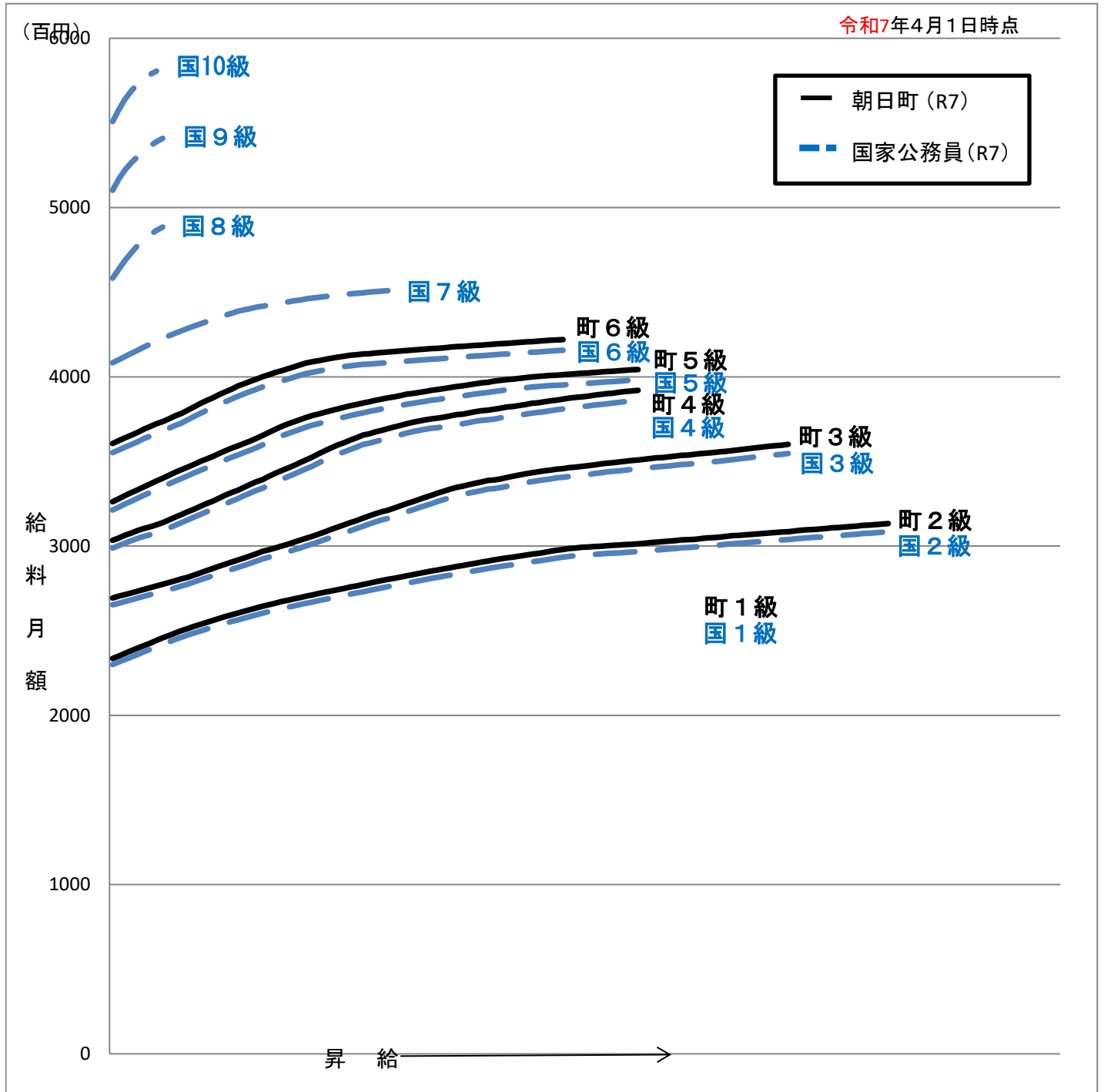
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	16 人	19.8 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事	16 人	19.8 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任	10 人	12.3 %	265,300 円	354,700 円
4 級	主査、係長、副主査	20 人	24.7 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐	9 人	11.1 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課長、主幹	10 人	12.3 %	355,200 円	415,700 円
合 計		81 人	100.0 %		

(注) 1 朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(朝日町)

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

朝 日 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,667 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.025)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.025)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 県に準じているため		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(朝日町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

朝 日 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		
1人当たり平均支給額 23,307 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に定年退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非偉によることなく退職した場合

(3) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		8,016 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		235,778 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		23.0 %	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	作業従事者	感染症対策又は、病室にて患者の看護又は病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業従事者	日額 1,000円
診療手当	医師	診療業務	月額 350,000円~550,000円以内に担当入院患者1名につき1日100円を加算した額
へき地手当	医師	病院がへき地	月額 300,000円以内
エックス線手当	作業従事者	エックス線の照射作業	月額 2,000円
ボイラー取扱手当	作業従事者	病院内のボイラー操作管理業務	月額 2,000円
当直業務手当	看護師	病院の宿直、日直業務	勤務1回につき 500円
夜間看護等手当	看護師等	深夜の看護等の業務	勤務1回につき 1,240円~3,550円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤取扱い業務	月額 3,000円
麻酔師手当	麻酔師	麻酔業務	月額 7,000円
出張診療手当	医師	特別養護老人ホームふれあい荘における診療業務	診療1回につき 10,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	71,027 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	509 千円
支給実績(令和5年度決算)	48,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	381 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績		支給職員1人当たり
				(令和6年度決算)		平均支給年額 (令和6年度決算)
	扶養親族のある職員に支給 配偶者、父母等 月額6,500円 子 月額10,000円(子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年の年度末までの子一人につき5,000円加算)	同じ		13,402	千円	248,193 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃額を支払っている職員に支給 限度額 28,000円	同じ		5,757	千円	274,149 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 交通機関の利用者 6箇月定期券等の価格により支給 (限度額 55,000円) 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じ支給 (限度額 20,900円)	異なる	町独自の通勤手当距離区分を使用している	10,118	千円	114,973 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の特殊性に基づき支給 課長等 41,600円	同じ		8,190	千円	546,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給	同じ		294	千円	26,727 円

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		9,151	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		62,681	円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)	
四級地	世帯主であり、扶養親族のある職員	19,800	円
	みなし世帯主	11,400	円
	その他の職員	8,200	円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
	町 長	820,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(- 円)	843,000 円/	506,100 円
	副 町 長	635,000 円		
	()	(- 円)	700,000 円/	434,200 円
報 酬	議 長	310,000 円	337,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	250,000 円	280,000 円/ 182,000 円	
	議 員	235,000 円	258,000 円/ 165,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	3.40 月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	820,000円×勤続期間×0.567	22,317,120 円	任期毎又は通算
	副 町 長	635,000円×勤続期間×0.331	10,088,880 円	任期毎又は通算
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

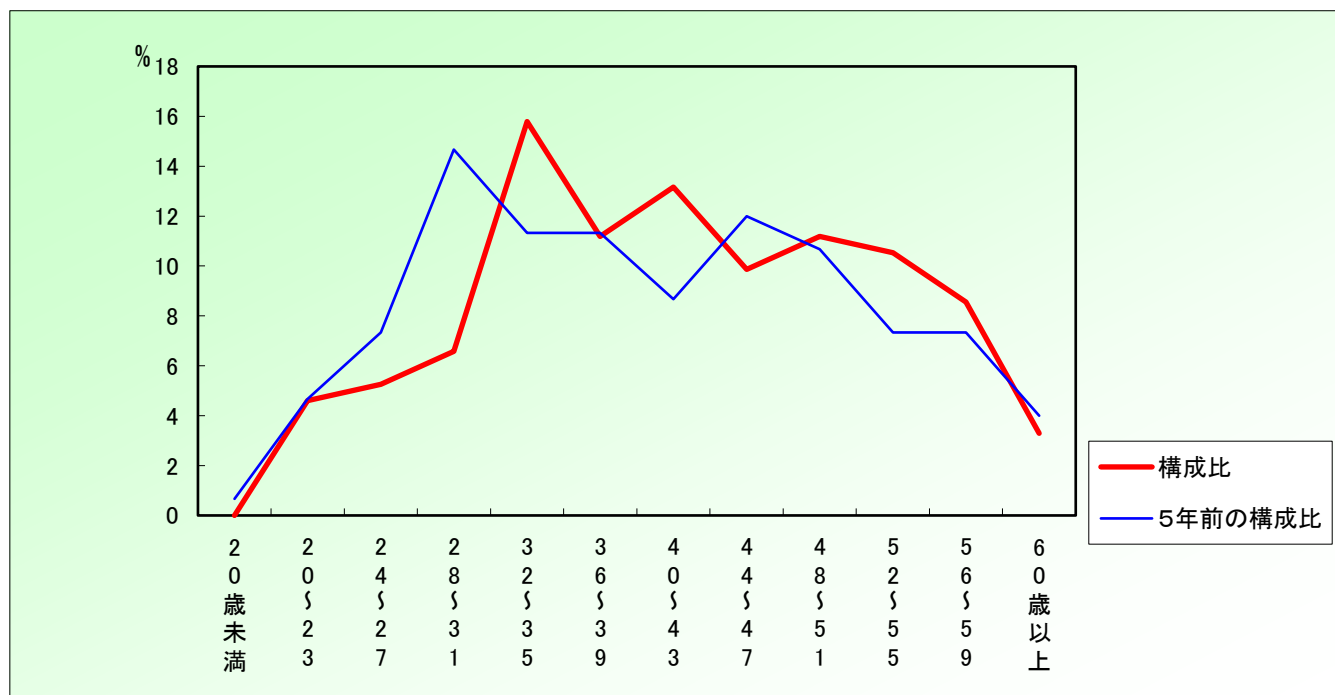
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	正職員の新規配置 業務が落ち着き、1名増員していた分の減 正職員の新規配置 再任用から会計年度任用職員への配置換えによる
		総務	28	29	1	
		税務	7	6	△1	
		農林水産	7	8	1	
		商工	6	5	△1	
土木		7	7	0		
民生		6	6	0		
	計	70	70	0	<参考> 人口1万当たり職員数 121.07 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 141.38 人)	
	教育部門	20	21	1	係増設による増	
	小 計	90	91	1	<参考> 人口1万当たり職員数 157.38 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 168.75 人)	
公営企業等 会計部門	病院	51	47	△4	短時間再任用職員の配置等による減	
	水道	3	3	0		
	介護保険	5	5	0		
	国民健康保険	5	5	0		
	その他	1	1	0		
	小 計	65	61	△4		
合 計			155 [198]	### [198]	△3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 262.88 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	8人	10人	24人	17人	20人	15人	17人	16人	13人	5人	152人

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

区 分 部 門	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	68	72	72	70	70	70	2 2.9 (%)
教育		21	21	21	20	21	1 5.0 (%)
普通会計計	88	93	93	91	90	91	3 3.4 (%)
公営企業等会計計	60	59	59	60	65	61	1 1.7 (%)
総合計	148	152	152	151	155	152	4 2.7 (%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 126,683	千円 21,162	千円 28,426	% 22.44	% 19.12

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	人 3	千円 15,633	千円 4,374	千円 4,297	千円 24,304	千円 6,944

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
朝 日 町	40.3 歳	376,620 円	505,704 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

朝日町(水道事業)	朝日町(一般職員)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,601 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,527 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.025)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.025)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

朝日町(水道事業)			朝日町(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	23,307 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に定年退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非偉によることなく退職した場合

ウ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	— %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	作業従事者	災害等の危険な特殊事情のため正規の勤務時間外でかつ屋外での作業従事者	1回につき 200円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	413 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	138 千円
支給実績(令和6年度決算)	523 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	209 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
				(令和6年度決算)	平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者、父母等 月額6,500円 子 月額10,000円(子のうち満16歳の年度初めから満 22歳の年の年度末までの子一人につき5,000円加算)	同じ		279 千円	186,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃額を支 払っている職員に支給 限度額 28,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 交通機関の利用者 6箇月定期券等の価格により支給 (限度額 55,000円) 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じ支給 (限度額 20,900円)	異なる		101 千円	33,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の特殊性に基 づく支給 課長等 41,600円	同じ		749 千円	499,200 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務 した管理職員に支給	同じ		9 千円	9,000 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 限度額 17,800円	同じ		189 千円	62,973 円